

財務諸表監査における重要性概念の適用

—イギリス上場会社の監査報告書を手掛かりとして—

林 隆 敏

I 研究の目的

重要性は、監査リスクとともに、財務諸表監査の計画と実施における監査人のさまざまな意思決定を導く鍵概念であるが、監査計画の策定時における重要性水準の決定や監査手続の進捗に応じた重要性水準の改訂など、重要性概念の適用に関する情報が外部に公表されることはほとんどなく、監査人の専門的判断というベールに包まれている。そのため、先行研究では、監査マニュアルまたは監査調書を情報源とするアプローチや、監査人を対象とする実験によりデータを作り出すアプローチがとられている。

このような状況において、イギリスでは、2012年10月1日以降に開始する事業年度から適用されている監査基準の規定により、上場会社等の財務諸表の監査報告書に重要性概念の適用に関する情報が開示されるようになった。これらの情報は、財務諸表利用者が監査の質を理解し、意思決定の質を改善するのに役立つことが期待されている。また、研究者にとっても、監査実務における重要性概念の適用に関する貴重なデータを提供するものである。そこで本稿では、イギリス上場会社の財務諸表監査報告書に開示された情報を分析し、監査実務における重要性概念の適用実態を明らかにしたい。

II 財務諸表監査における重要性概念の適用

1. 重要性の概念

イギリスの監査基準（ISA（UK and Ireland））320「監査の計画および実施における重要性」（FRC 2009a）は、財務諸表監査における重要性（materiality）を「脱漏を含む虚偽の表示は、個別にまたは集計すると、当該財務諸表に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。」と定義している（para. 2）。

この定義は、国際会計士連盟（International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB）が設定する国際監査基準（International Standards on Auditing: ISA）320と同じものであり、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）の「財務報告の概念フレームワーク」（IASB 2010）が示している重要性の定義「情報は、その脱漏または誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。」（QC11）に依拠している。すなわち、財務諸表監査における重要性は、財務諸表の作成・表示との関係において論じられる重要性概念を監査に適用したものである。

現在の財務諸表監査では監査リスク・アプローチが採用されており、監査リスクは、監査人が重要な虚偽の表示を発見できず、監査意見を適切に限定できない可能性であるから、監査人は、監査リスクとともに重要性を考慮しなければならない。この文脈での重要性は、監査人が発見しなければならない虚偽の表示の識閾（threshold）を示す概念である。

2. 監査プロセスにおける重要性概念の適用

監査人の最終的な目標は、財務諸表における重要な虚偽の表示の有無について合理的な保証を得ることにある。そのため監査人は、監査の計画と実施、発見した未修正の虚偽の表示が及ぼす影響の評価、未発見の虚偽の表示の可能性、および監査意見の形成にあたって重要性概念を適用しなければならない

い。以下では、本稿での議論に関係する範囲内でISA (UK and Ireland)320 およびISA (UK and Ireland)600「特別な考慮事項－グループ財務諸表の監査（構成単位の監査人の業務を含む）」(FRC 2009c)の規定内容を確認する。

(1) 監査の計画および実施における重要性 (FRC 2009a)

① 財務諸表全体についての重要性

監査人は、全般的な監査戦略を策定する際に、財務諸表全体についての重要性 (materiality for the financial statements as a whole)¹⁾を決定しなければならない。もし、この重要性を下回る虚偽の表示であっても財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高または開示があるならば、監査人は、当該取引種類、勘定残高または開示に適用される重要性も決定しなければならない (para. 10)。財務諸表全体についての重要性は、一般に、特定の基準指標 (benchmark) に対して特定の割合を適用することにより決定されると想定されている (para. A3)。

② 手続実施上の重要性

次に、監査人は、重要な虚偽表示のリスクを評価し、リスク対応手続の種類、実施時期および適用範囲を決定するために、手続実施上の重要性 (performance materiality)²⁾を設定しなければならない (para. 11)。手続実施上の重要性は、個別には重要ではない虚偽の表示を集計すると重要な虚偽の表示となる場合があることや、未発見の虚偽の表示が存在する可能性を考慮し、財務諸表における未修正の虚偽の表示と未発見の虚偽の表示の合計が財務諸表全体についての重要性を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために設定する (para. A12)。

1) この重要性は、監査基準委員会報告書320 (日本公認会計士協会 2011) では、「重要性の基準値」と表現されている。松本 (2009) は、監査基準委員会報告書320における「重要性の基準値」という表現について、用語上の混乱があると指摘している。

2) 手続実施上の重要性は、米国公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB) の重要性に関する監査基準 (PCAOB 2010) では、許容虚偽表示額 (tolerable misstatement) と表現されている。

③ 重要性水準の改訂

監査人は、監査の実施過程において、当初決定した重要性水準を改訂すべき情報を認識した場合には、財務諸表全体についての重要性（および特定の取引種類、勘定残高または開示等に対する重要性を設定している場合には、当該重要性）を改訂しなければならない（para. 12）。また、監査人は、財務諸表全体についての重要性を当初決定した金額よりも小さくすることが適切であると決定した場合には、手続実施上の重要性を改訂する必要があるか、および、リスク対応手続の種類、実施時期および実施範囲が適切であるかを判断しなければならない（para. 13）。

④ 未修正の虚偽の表示が財務諸表に与える影響の評価

監査人は、監査の計画と実施に適用した財務諸表全体についての重要性が、実績値に照らして依然として適切であるかどうかを検討したうえで、個別にまたは集計して、未修正の虚偽の表示が重要であるかどうかを判断しなければならない（paras. 10 and 11）。また、監査人は、法令等によって禁止されている場合を除き、未修正の虚偽の表示の内容と、それが個別にまたは集計して監査意見に与える影響について、ガバナンスに責任を有する者に報告しなければならない。この報告は、重要な未修正の虚偽の表示を個別に示さなければならない（para. 12）。虚偽の表示の評価に関する規程は、ISA (UK and Ireland) 450「監査の過程で識別した虚偽の表示の評価」（FRC 2009b）にも設けられている。

(2) グループ財務諸表の監査における重要性概念の適用（FRC 2009c）

グループ監査チーム（group engagement team）は、重要性について以下を決定しなければならない（paras. 21）。

- a. 全体としてのグループ財務諸表に対する重要性およびグループ財務諸表の特定の取引種類、勘定残高または開示等に対する重要性（上記の(1)①に相当）。グループ監査では、重要性は全体としてのグループ財務諸表と構成単位の財務情報の両者について設定される（para. A42）。
- b. 構成単位の監査人がグループ財務諸表の監査のために監査を実施する

場合、当該構成単位的重要性 (component materiality)。グループ監査チームが決定する構成単位的重要性は、全体としてのグループ財務諸表に対する重要性より低くなければならない。構成単位的重要性は、構成単位ごとに異なる場合がある (para. A43)。構成単位的重要性は、発見した未修正の虚偽の表示が個別にまたは集計して重要であるかを構成単位の監査人が評価する際に用いられる (para. A44)。

- c. グループ財務諸表にとって明らかに僅少である (clearly trivial) とみなすことができない虚偽表示の金額。全体としてのグループ財務諸表に対する重要性とは別に決定される (para. A45)。
- d. 構成単位の監査人がグループ財務諸表の監査のために構成単位の監査を実施する場合、グループ監査チームは、構成単位レベルで決定された手続実施上の重要性の妥当性を評価しなければならない。グループ監査チームは、構成単位の手続実施上の重要性を構成単位的重要性として設定する場合がある (para. A46)。

3. 監査報告書における重要性に関する記載

2008年のリーマン・ブラザーズ社の破綻を契機として発生した金融危機は、アメリカやヨーロッパにおいて、監査事務所の強制ローテーション制の導入と監査人によるコミュニケーションの改善 (監査報告書の改革) を中心的な論点とする制度改革の議論を巻き起こした。イギリスでは、この問題は、会社のスチュワードシップ全般の有効性およびこれを支える監査の有効性に関する問題として捉えられ、監査基準の設定主体である財務報告評議会 (Financial Reporting Council: FRC) は、コーポレート・ガバナンス・コード (UK Corporate Governance Code)³⁾ に準拠する会社の財務諸表に対する監査報告書について、2012年10月1日以降に開始する事業年度から適用される新

3) コーポレート・ガバナンス・コード (従来はコンバインド・コードと呼ばれていたもの) の最新版は2014年9月に公表されたものであるが、本研究の対象期間に適用されていたのは2012年9月公表版である。

しい監査報告規定を導入した⁴⁾。つまり、FRCによる監査報告書の改革は、コーポレート・ガバナンスの枠組みにおいて論じられ、監査基準との調整により実現したものである。

ISA (UK and Ireland) 700「財務諸表に対する独立監査人報告書」(FRC 2013)⁵⁾は、上場規則 (Listing Rule) によってコーポレート・ガバナンス・コードの適用に関する開示を要求されている会社⁶⁾か、または自発的にそれを選択した会社について、監査報告書に以下の事項を記載することを要求している⁷⁾ (para. 19A)。

- a. 監査人によって識別され、全般的な監査戦略、監査資源の配分、および監査チームの作業内容の方向付けに最も大きな影響を及ぼした評価済の重要な虚偽表示のリスクに関する説明。
- b. 監査人が監査の計画と実施にあたって重要性の概念をどのように適用したかの説明。その説明には、財務諸表全体についての重要性として監査人が用いた閾値を明示しなければならない。
- c. 上記 a. にしたがって開示された評価済の重要な虚偽表示のリスクにどのように対処したか、および、上記 b. にしたがって開示された監査人による重要性の適用によってどのように影響されたかを含めて、監査の範囲に関する概要の説明⁸⁾。

4) 監査報告書改革の背景、議論の経緯、FRCおよびIAASBによる監査基準の改訂の概要については、井上 (2014) および松本・町田・関口 (2014-2015) を参照されたい。

5) 現在適用されているISA (UK and Ireland) 700は、2014年9月に公表され、2014年10月1日以降に開始する期間の財務諸表監査から適用されているものであるが、本研究の対象期間に適用されていたのは、2013年6月に公表され、(遡って) 2012年10月1日以降に開始する期間の財務諸表監査に適用されたISA (UK and Ireland) 700である。

6) イギリスにおいて持分株式 (equity shares) をプレミアム上場しているすべての会社は、上場規則 9.8.6R (5)と(6)により、年次報告書および計算書類において、コーポレート・ガバナンス・コードをどのように適用したかを報告することが要求されている。

7) この他に、今般の監査報告書改革によって新たに監査報告書に記載されることが求められた事項として、継続企業の前提に関する取締役会の言明に対するレビューの結果、および年次報告書におけるその他の記載内容を通読し検討する監査人の義務に関する記述がある。

8) ISA (UK and Ireland) 260「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」

また、上記 b. の重要性概念の適用に関する説明に含めることのできる事項（任意開示事項）として、以下が例示されている（para. A13B）。

- 特定の取引種類、勘定残高または開示に対する重要性の水準が財務諸表全体についての重要性よりも低い場合、当該重要性の水準
- 手続実施上の重要性
- 監査実施過程における財務諸表全体についての重要性の大幅な改訂
- 監査委員会に対する未修正の差異の報告に用いた閾値
- 監査人の重要性評価に関連する重大な質的考慮事項

イギリスにおけるこのような新たな監査報告要求は、金融危機以降、約5年にわたる議論を経て2014年にまとまった国際監査基準における監査報告書改革に先立つものであるとともに、国際監査基準とは異なる情報開示を求めているという点で、注目に値するものである⁹⁾。

なお、FRC は、このような新しい報告要求を反映した監査報告書の具体的な例示を公表することにより、監査報告書の革新を阻害するひな形が確立されることを懸念し、具体的な例示は公表していない（FRC 2015, p. 4）。

III 関連研究のレビューと本研究の課題

Messier et al. (2005) は、1982年以降に公表された重要性に関する実証研究を、アーカイバル研究（監査マニュアルまた監査調書を情報源とする研究、および一般に利用可能な情報に基づく研究）と実験研究（利用者または監査人を対象とする研究、および監査人と裁判官・弁護士の判断の比較研究）に分類している。この分類に従えば、一般に利用可能な監査報告書を情報源と

(FRC 2014) の15項および A11 項ないし A15 項、ならびに ISA (UK and Ireland) 600 の49項をあわせて参照されたい。

9) ISA701「独立監査人の監査報告書における監査上の最重要事項のコミュニケーション」(IAASB 2015) は、会社の監査人に対して、監査上の最重要事項 (key audit matters) を監査報告書に記載することを求めている。監査上の最重要事項は、「監査人の職業的専門家としての判断において、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項。監査上の最重要事項は、ガバナンスに責任を有する者に伝達される事項の中から選択される。」(para. 8) と定義されている。

する本研究は、アーカイバル研究の系譜に属し、重要性概念の適用という観点からは、とくに監査調書を情報源とする研究に近い。

監査マニュアルを情報源とする研究では、監査計画上の重要性 (planning materiality) の決定は、計算基礎の選択とそれに乗じる割合の選択という2つの意思決定からなること (Steinbart 1987)、量的重要性としては純利益の虚偽の表示が、質的重要性としては虚偽の表示が経営成績に及ぼす影響が、共通して重要視されていること (Friedberg et al. 1989)、重要性判断に関する指示の内容は事務所ごとに相当に異なること (Friedberg et al. 1989; Martinov and Roebuck 1998) が明らかにされている。

また、監査調書を情報源とする研究では、監査人が発見した虚偽の表示を集計するかどうかの決定において、量的重要性 (財務諸表全体についての重要性に比した相対的な虚偽の表示の金額の大きさ) が重要な要因であるが、利益への影響、当該虚偽の表示の性質、被監査会社の規模などさまざまな要因も影響していること (Wright and Wright 1997; Icerman and Hillison 1991)、サンプルにおいて発見した虚偽の表示から母集団全体の虚偽の表示を推定しない最も一般的な理由は、当該虚偽の表示が重要ではないという理由であること (Elder and Allen 1998; Allen and Elder 2005)、サンプルにおいて発見した虚偽の表示が重要でないことを母集団全体の虚偽の表示を推定しない理由とする程度は、会計事務所によって大きく異なること (Allen and Elder 2005) が確認された。また、Blokdijk et al. (2003) は、財務諸表全体についての重要性は被監査会社の規模に応じて高くなるが、重要性の計算に用いる割合は低くなること、財務諸表全体についての重要性は、統制環境の質に関する監査人の評価、被監査会社の利益率、および被監査会社の複雑性と相関すること、大規模会計事務所が設定する財務諸表全体についての重要性は、それ以外の会計事務所が設定する重要性よりも低いこと、および、被監査会社の報告利益がゼロ付近である場合、監査人はより低い重要性を用いることを明らかにした。

ここまで紹介した研究で用いられたデータないし情報は、最も新しいもの

で2000年である。最近の研究としては、Elifsen and Messier (2015) がある。この研究では、アメリカの大規模会計事務所 8 事務所の重要性に関する手引書の内容を分類、整理、比較し、以下の結論を導き出している。(1) 財務諸表全体についての重要性 (overall materiality) を決定するために用いる基準指標 (例えば、税引前利益、総資産または売上高、および純資産) とそれらの基準に適用される割合は、8つの会計事務所全体で相当程度に首尾一貫している。(2) 許容虚偽表示額 (手続実施上の重要性) を決定するために財務諸表全体についての重要性に適用する割合は、7つの事務所は50%から70%の範囲に含まれており、1つの事務所は70%~90%の範囲に含まれている。(3) 7つの事務所は、明らかに些細な虚偽の表示の大きさを財務諸表全体についての重要性の3%から5%と定めており、残り1つの事務所は5%~8%を用いている。(4) すべての事務所は、質的要因の考慮を含めて、発見した虚偽の表示の評価に関する詳細なガイダンスを提供している。(5) グループ監査への重要性の適用は、監査基準で提供されているガイダンスとほぼ同じである。(6) 未修正の発見した虚偽の表示の評価にあたって、未発見の虚偽の表示の可能性をどのように考慮するかに違いが見られる。

上記の結論は、大規模会計事務所が重要性概念をどのように適用しているかに関する有用な情報をもたらすものである。Elifsen and Messier (2015) は、会計事務所が用いているガイダンスそのものを利用しているため、例えば、財務諸表全体についての重要性を決定する際に用いる基準指標の選択や、手続実施上の重要性を決定するために財務諸表全体についての重要性に適用する割合の決定に関する具体的なガイダンス¹⁰⁾ が明らかにされている点に特

10) 例えば、前者については、①例年の収益性に問題はないが当期は赤字である会社の場合には売上高や売上総利益がより適切な指標であり、②収支が均衡している会社や純利益と純損失を交互に計上しているような会社の場合、純利益以外の経営成績の指標 (売上高、売上総利益、営業利益または EBITDA) が望ましく、③業績が悪化し、流動性や支払能力がより重要な問題となっている会社の場合には、純資産のような財政状態の指標が適している。手続実施上の重要性の水準を引き下げる原因となりうる要因として、総合的な契約リスクが高いこと、不正リスクの存在、過年度の監査において虚偽表示を発見したこと、特定の勘定残高、取引種類または開示における高い虚偽

徴がある。

また、FRC (2015) は、本研究と同様にイギリスの新しい監査報告書 (2014年6月から9月に公表された153社 (うち63社はFTSE100 構成銘柄の発行会社) の監査報告書) を詳細に分析し、以下を明らかにしている。

- 財務諸表全体についての重要性を決定するために用いられた基準指標は、153社のうち148社 (97%) の監査報告書に記載され、そのうち128社 (84%) は基準指標に適用した割合を説明しており、そのうち37社 (25.0%) は基準指標の選択理由を開示している。
- 重要性の概念を適用する際に用いる基準指標はさまざまであり、かつ、同一の基準指標に適用される割合の幅も広い。
- 監査人が最もよく使用している閾値は、税引前利益または税引前利益に何らかの調整を加えた利益の5%である。
- 79.7%の監査報告書では、財務諸表全体についての重要性は、税引前利益または税引前利益を代理する利益指標のいずれかに基づいている。
- 監査委員会に報告する未修正の差異の大きさの閾値にはかなりのバラツキがある。
- 手続実施上の重要性に言及している監査報告書は25社 (16.3%) である。
- 手続実施上の重要性は、財務諸表全体についての重要性に一定割合を乗じることにより設定されており、その割合は50%、70%または75%である。

Eilifsen and Messier (2015) は、2011年ないし2012年時点でのアメリカの大規模会計事務所の重要性に関する手引書を情報源としており、現在の実務に最も近い情報を用いている。本研究の分析対象は、イギリスの監査報告書に記載された重要性に関する情報、すなわち監査マニュアルを実務に適用した結果を示す情報であり、監査調書を情報源とする研究により近い。したがっ

表示のリスクなどがある。

て、Elilfsen and Messier (2015) と本研究は、国・地域の差および監査マニュアルの指示内容とその適用結果という2点で比較対象と位置付けられる。ただし、監査調書に記録される重要性に関する監査判断がすべて監査報告書に記載されるわけではないので、本研究は、重要性に関する情報の開示実態の分析という側面も有している。さらに、本研究は、FRC (2015) のサンプルを拡張した追試でもあり、いくつかの追加的分析を行う。

そこで本研究では、監査報告書に開示された情報を分析することにより、財務諸表監査実務における重要性概念の適用状況について、以下を明らかにすることを課題とする。

- ① 財務諸表全体についての重要性の決定に用いられる基準指標
- ② 上記の基準指標に対して適用される割合
- ③ 財務諸表全体についての重要性よりも低い特定の取引種類、勘定残高または開示に対する重要性
- ④ 手続実施上の重要性
- ⑤ 監査実施過程における財務諸表全体についての重要性の大幅な改訂
- ⑥ 監査委員会に対する未修正の差異の報告に用いた閾値
- ⑦ 監査人の重要性評価に関連する重大な質的考慮事項
- ⑧ グループ監査における重要性概念の適用

IV 調査対象とサンプルの選択

調査の対象は、2014年8月31日時点でロンドン証券取引所の主市場 (Main Market)¹¹⁾ にプレミアム上場¹²⁾ しており、イギリス (Great Britain and Northern Ireland) で設立された会社781社から無作為に抽出した300社であ

11) ロンドン証券取引所の市場には、規模が大きく設立後経過年数の長い会社が上場する「主市場」、小規模で成長性の高い会社が上場する「AIM 市場」、投資のプロ向けの「公社債市場」、および機関投資家等の専門家を対象とした「投資ファンド市場」の4つがある。

12) ロンドン証券取引所の主市場には、プレミアム上場とスタンダード上場という上場区分がある。この区分は上場要件の違いによるものであり、上場要件はプレミアム上場の方が厳しい。

る（表1）。年次報告書の収集作業は2014年9月から12月にかけて実施し、調査時点で入手できる各社の最新の年次報告書をダウンロードした。

表1：サンプルの選択

2014年8月31日現在のの上場会社		2,460	社
「主市場」以外の上場	-1,161		
「プレミアム上場」以外の上場	-381		
英国以外で設立	-137	781	社
781社から無作為抽出		300	社
(内訳) FTSE100		70	社
FTSE250		137	
その他		93	

なお、会計研究では一般に、会計情報の特殊性から金融・保険業を営む会社は除外されるが、本研究の目的は、監査報告書における開示内容の分析を通じて監査実務における重要性概念の適用実態を明らかにすることにあるので、業種は限定していない。サンプルの業種構成は表2の通りである。業種別の分析にあたっては、製造業89社（29.7%）、非製造業（金融・保険業を除く）159社（53.0%）、および金融・保険業52社（17.3%）という分類を用

表2：サンプルの業種構成

業種	サンプル (社)	構成比 (%)
鉱業	16	5.3
建設業	9	3.0
製造業	89	29.7
商業	23	7.7
運輸・情報通信業	27	9.0
電気・ガス業	7	2.3
不動産業	23	7.7
金融・保険業	52	17.3
サービス業	54	18.0
合計	300	100.0

いる。

また、サンプル300社の財務諸表監査を担当している会計事務所を表3に、サンプル300社の財務指標の基本統計量を表4に、それぞれ示している。

表3：会計事務所

会計事務所	サンプル (社)	構成比 (%)
PricewaterhouseCoopers (PwC)	89	29.7
Deloitte & Touche (DT)	83	27.7
KPMG	77	25.7
Ernst & Young (EY)	43	14.3
Grant Thornton (GT)	6	2.0
BDO	2	0.7
合計	300	100.0

表4：財務数値の基本統計量

統計量	(金額単位：百万ポンド)			
	売上・営業収益	純利益	総資産	純資産
平均値	3,574.0	663.8	16,386.8	4,300.8
標準偏差	10,211.9	4,530.4	110,128.0	24,331.0
最小値	-0.7	-10,837.2	24.9	-571.7
第一四分位	209.1	130.9	387.6	178.8
中央値	720.7	57.1	1,017.1	418.9
第三四分位	2,020.0	1,778.0	3,325.0	1,213.7
最大値	118,427.8	59,420.0	1,738,531.7	351,074.6
標本数	300	300	300	300

(注) ユーロ建て財務諸表(12社)については1ユーロ=0.76ポンド、米ドル建て財務諸表(36社)については1米ドル=0.66ポンドで、それぞれポンドに換算した。

V 開示情報の分析結果

1. 財務諸表全体についての重要性

(1) 基準指標

財務諸表監査の計画と実施における財務諸表全体についての重要性は、一

般に、主要な財務数値を基準指標として決定したと説明されている。例えば、Rolls-Royce Holdings 社（2013年度）の連結財務諸表に対する監査報告書には、「全体としての連結財務諸表に対する重要性は86百万ポンドに設定した。この金額は、株主が連結グループの財務業績を評価する際の主たる考慮事項の1つと考えられる税引前利益を基準指標として計算したものであり、税引前利益の4.9%に相当する。」と記載されている。

財務諸表全体についての重要性を決定するために用いられた基準指標は、300社のうち296社（98.7%）の監査報告書に記載され、そのうち287社（97.0%）は基準指標に適用した割合を説明しており、55社（18.6%）は基準指標の選択理由を開示している。

① 基準指標の種類

まず、基準指標としてどのような財務数値が用いられているかを確認する。表5は、財務諸表全体についての重要性の決定に用いられた基準指標を分類したものである。なお、サンプルのうち63社は、例えば「財務諸表全体についての重要性は5百万ポンドであり、これは、税引前利益の5%であり、持分の1%に相当する。」のように複数の基準指標を示している。そのような場合、表5では、最初に記載されているものを基準指標としてカウントして

表5：財務諸表全体についての重要性の基準指標

指標	サンプル (社)	構成比 (%)
修正利益	124	41.3
税引前利益	103	34.3
純資産	29	9.7
総資産	19	6.3
収益	15	5.0
営業利益	4	1.3
その他*	2	0.7
不明	4	1.3
総計	300	100.0

*その他は、投資資産および非流動資産それぞれ1社である。

いる。

表5より、財務諸表全体についての重要性の設定に用いられる基準指標の82%はフロー項目（修正利益、税引前利益、収益、営業利益）であり、とくに修正利益と税引前利益が一般的に用いられていることがわかる。

なお、表5に示した基準指標のうち「修正利益」にはさまざまな利益が含まれている。財務諸表全体についての重要性の設定にあたって用いられる基準指標の多様性を示すために、表6に修正利益の例を示している。

表6：修正利益の例示

修正利益の具体例	サンプル (社)
<調整利益>	87
● profit before tax adjusted for certain non-recurring highlighted items	
● profit before tax before exceptional items and other adjustments including impairment.	
<定常利益>	19
● underlying profit from operations	
● normalised profit before tax from continuing operations	
<予想利益>	5
● forecast adjusted profit before interest and tax	
● forecast profit before tax from continuing operations	
<平均利益>	5
● average benchmark profit before tax over the previous five-year period	
● five-year average profit before tax before exceptional items	
<EBITDA>	4
<その他>	4
● business performance before taxation	
● headline profit before tax	
合計	124

② 基準指標の選択

ISA (UK AND IRELAND) 320 は、適切な基準指標の識別に影響する要因として、①財務諸表の構成要素、②当該会社の財務諸表利用者が関心を持つ

項目の有無、③当該会社の性質、当該会社のライフサイクルにおける段階、ならびに当該会社の業種および経済環境、④当該会社の所有構造および資金調達方法、および⑤基準指標の相対的な不安定さを指摘している。そこで、基準指標と業種の関係（表7）および基準指標と自己資本比率の関係（表8）を確認した。

表7：基準指標と業種の関係

基準指標	業種						計
	製造業		非製造業		金融・保険業		
	社	%	社	%	社	%	
修正利益	35	28.2	82	66.1	7	5.6	124
税引前利益	47	45.6	43	41.7	13	12.6	103
純資産	1	3.4	9	31.0	19	65.5	29
総資産	1	5.3	8	42.1	10	52.6	19
収益	3	20.0	11	73.3	1	6.7	15
営業利益	1	25.0	1	25.0	2	50.0	4
不明	1	25.0	3	75.0	0	0.0	4
その他	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2
計	89	29.7	159	53.0	52	17.3	300

表7から、基準指標の選択と業種の間にはいくつかの偏りがみられる。金融・保険業を営む会社においては、基準指標として純資産または総資産が選択される傾向が確認できる。また、修正利益は非製造業で、税引前利益は製造業でより多く選択されている。

また、表8からは、基準指標の選択と自己資本比率（資金調達方法）の関係にいくつかの偏りが確認できる。自己資本比率が300社の平均値（46.8%）を超えている会社では、純資産または総資産が基準指標として用いられ、修正利益は自己資本利益率が平均値以下の会社で選択されやすい傾向が見られる。なお、同様の方法で基準指標と負債比率の関係を確認したところ、負債比率が平均値（227.2%）以下の会社では、純資産および総資産が選択されやすい傾向が見られた。

表 8：基準指標と自己資本比率の関係

基準指標	自己資本比率				計
	平均以下		平均超		
	社	%	社	%	
修正利益	82	66.1	42	33.9	124
税引前利益	49	47.6	54	52.4	103
純資産	3	10.3	26	89.7	29
総資産	0	0.0	19	100.0	19
収益	7	46.7	8	53.3	15
営業利益	3	75.0	1	25.0	4
不明	4	100.0	0	0.0	4
その他	0	0.0	2	100.0	2
計	148	49.3	152	50.7	300

(2) 基準指標に適用された割合

先述の通り、財務諸表全体についての重要性は、一般に、基準指標に対して一定の割合を乗じて決定される。基準指標を開示した296社（97.0%）の監査報告書のうち、基準指標に適用された割合が開示されている会社は287社である。表9は、基準指標に適用された割合を会計事務所ごとに示したものである。なお、表5に示した基準指標のうち「営業利益」と「その他」はサンプル数が少ないので省略している。

表9からは、まず、利益数値（修正利益および税引前利益）に用いられる割合の方が資産（純資産および総資産）よりも高いことがわかる。このことは、一般に、純資産および総資産の方が利益数値よりも金額が大きいことによると思われる。Blokdijk et. al. (2003)でも確認されているように、重要性水準の決定には絶対額による判断が含まれると理解できる。次に、会計事務所ごとの傾向をみると、DTとKPMGは全体平均よりも高い割合を適用し、EYとPwCは低い割合を適用していることがわかる。このことは、同じ基準指標について考えた場合、EYとPwCの財務諸表全体についての重要性はDTおよびKPMGのそれよりも低く設定され、より保守的（慎重）に監

表9：基準指標に適用された割合

(上段：平均、中段：標準偏差、下段：サンプル数)

基準指標	DT	EY	KPMG	PwC	GT	全体
修正利益*1	6.1%	4.9%	5.6%	4.9%	4.3%	5.4%
	0.0144	0.0043	0.0137	0.0074	0.0106	0.0122
	42	22	8	37	2	111
税引前利益	6.9%	5.0%	6.2%	5.1%		6.0%
	0.0299	0.0000	0.0235	0.0027		0.0222
	22	8	49	24		103
純資産*2	1.7%	1.0%		1.1%	0.8%	1.4%
	0.0080	0.0000		0.0029	0.0029	0.0070
	15	4		6	3	29
総資産*3		1.2%	1.5%	0.8%		1.3%
		0.0045	0.0052	0.0026		0.0052
		5	7	4		19
収益*4			0.9%	1.0%		0.9%
			0.0058	0.0092		0.0062
			10	3		15

*1 割合が不明な会社が13社ある。

*2 BDOは1社だけなので除外した。

*3 BDO、DT、GTはそれぞれ1社だけなので除外した。

*4 DTとEYはそれぞれ1社だけなので除外した。

査が計画されていることを意味する。

基準指標および基準指標に適用された割合について確認された上述のような傾向は、FRC (2015) の調査結果と整合している。

2. 手続実施上の重要性

先述の通り、ISA (UK and Ireland) 700 の A13B 項は、任意開示事項の例示として、手続実施上の重要性に関する説明を示している。サンプル300社のうち、手続実施上の重要性に言及しているのは44社 (14.7%) であり、すべてのケースにおいて、手続実施上の重要性は、財務諸表全体についての重要性の75%または50%のいずれかに設定したと記載されている (表10)。こ

表10：手続実施上の重要性

会計 事務所	サンプル	財務諸表全体についての重要性に対して			記載 割合
		75%に設定	50%に設定	合計	
EY	43社	24社	17社	41社	95.3%
BDO	2	2	0	2	100.0%
GT	6	1	0	1	16.7%
合計	51社	27社 (61.4%)	17社 (38.6%)	44社 (100%)	86.3%

の調査結果も、FRC (2015) の調査結果と整合している。

表10に示したとおり、監査報告書において手続実施上の重要性に言及しているのは、BDO、EY、GTの3事務所だけであり、DT、KPMG および PwC はまったく記載していない。BDO と GT についてはサンプル数が少なく判断がつかねるが、少なくとも EY は手続実施上の重要性の水準を監査報告書に記載するという方針を、DT、KPMG および PwC は記載しないという方針を、それぞれ定めていると推測される。

なお、手続実施上の重要性を開示した EY 担当41社が選択した財務諸表全体についての重要性の基準指標は、修正利益20社、税引前利益8社、総資産5社、純資産4社、その他4社である。このうち税引前利益については7社が75%を選択しており偏りがみられるが、修正利益、総資産および純資産については75%と50%の選択割合は半々であった。これ以外に、手続実施上の重要性が75%の会社と50%の会社に財務諸表全体についての重要性の平均値の差または手続実施上の重要性の平均値の差はないかを確認したが、有意な差はみられなかった。

3. 監査委員会に報告する虚偽表示の閾値

ここでは、ISA (UK and Ireland) 700 の A13B 項が示している「監査委員会に対する未修正の差異 (unadjusted differences) の報告に用いた閾値」の開示について分析する。サンプルのうち296社 (98.7%) は、例えば「われ

われは、80,000ポンドを超えるすべての監査上の差異、および80,000ポンド以下であっても質的な観点から報告すべきと判断した差異を報告することについて、監査委員会と合意している。」のような開示を行っている。

ここで80,000ポンドが「監査委員会に対する未修正の差異の報告に用いた閾値」であるが、この閾値は、「財務諸表全体についての重要性の5%を超えるもの」のように示されることもある。金額による比較は困難であるので、以下では、財務諸表全体についての重要性に対する割合を用いて分析する。表11は、単一の閾値を示している286社の閾値を会計事務所ごとに整理したものである。

表11：監査委員会に報告する虚偽の表示の閾値（単一基準）

統計量	BDO	DT	EY	GT	KPMG	PwC	全体
平均 (%)	1.95	2.30	5.12	4.94	5.03	5.15	4.27
最大 (%)	2.00	5.00	7.59	5.05	10.00	11.83	11.83
中央値 (%)	1.95	2.00	5.00	5.00	5.00	5.00	4.90
最小 (%)	1.90	0.02	3.13	4.62	2.00	1.00	0.02
標準偏差	0.0007	0.0088	0.0063	0.0018	0.0110	0.0155	0.0171
サンプル (社)	2	82	42	5	69	86	286
複数基準 (社)			1		8	1	10
記述なし (社)		1		1		2	4
サンプル (社)	2	83	43	6	77	89	300

表11より、監査委員会に報告する虚偽の表示の閾値にも事務所ごとにバラツキが見られることがわかる。DTの平均値が最も低く(2.30%)、かなり金額の小さな虚偽の表示も監査委員会に報告している。

なお、先述のとおり、ISA (UK and Ireland) 700 のA13B 項が示している開示内容は「未修正の差異」であるが、「修正・未修正にかかわらず」閾値を超えた虚偽の表示は報告するという方針が示されているケースの方が多い。複数基準を設定している10社を含めた296社のうち92社は、報告すべき差異の性質に言及しているが、「未修正の差異」のみを報告すると開示しているのは20社(21.7%)であり、残りの72社(78.3%)は「修正・未修正にかか

わらず」 閾値を超えた虚偽の表示は報告するとしている。

次に、2つの閾値を示している10社について分析する。表12を参照されたい。

表12：監査委員会に報告する虚偽の表示の閾値（複数基準）

虚偽の表示 の性質	閾値				会計 事務所
	対象	%	対象	%	
未修正	P/L への影響	2.5	B/S への影響	10.0	EY
記載なし	P/L への影響	5.0	B/S への影響	15.6	PwC
修正・未修正	P/L への影響	4.3	B/S 表示組替	8.7	KPMG
未修正	P/L への影響	4.7	B/S 表示組替	9.3	KPMG
未修正	P/L への影響	6.5	B/S 表示組替	12.9	KPMG
修正・未修正	P/L への影響	7.1	B/S 表示組替	14.3	KPMG
未修正	P/L への影響	5.0	B/S への影響	75.0	KPMG
未修正	損益・株主資本への影響	3.3	資産・負債への影響	33.3	KPMG
修正・未修正	単独で報告する虚偽表示	76.2	合計額で報告する虚偽表示	4.8	KPMG
修正・未修正	単独で報告する虚偽表示	74.6	合計額で報告する虚偽表示	5.0	KPMG

表12からは、まず、損益計算書項目に対する影響についての閾値は貸借対照表項目への影響についての閾値よりも低く設定されていることがわかる。損益計算に影響する虚偽の表示と損益計算に影響しない虚偽の表示（表示の組替）とで異なる閾値を用いる可能性は、ISA (UK and Ireland) 450 の A15 で言及されている。また、会計事務所に注目すると、KPMG が明らかに多い。KPMG は複数基準を用いることが事務所のマニュアルにおいて許容または推奨されているのかもしれない。さらに、表12の下2つのサンプルでは、監査委員会に報告する虚偽表示の閾値が「単独で報告する虚偽表示」と「合計額で報告する虚偽表示」という観点で区別されている。これは、ISA (UK and Ireland) 450 の A22 を適用した実務である。

4. 特定の取引種類、勘定残高または開示に対する重要性の水準

ここでは、ISA (UK and Ireland) 700 の A13B 項に示されている「特定の取引種類、勘定残高または開示に対する重要性の水準が財務諸表全体に対する重要性よりも低い場合」の開示について確認する。

この要求に対応する開示を行っているケースは25社（BDO1 社、DT11 社、EY3 社、GT5 社、KPMG1 社そしてPwC4 社）である。このうち3社の開示例を表13に示している。

表13：特定の取引種類、勘定残高または開示に対する重要性の設定の例示

財務諸表全体についての重要性	より低い重要性の設定
2百万ポンド (純資産の0.5%)	損益計算書の収益項目の総計と比較した純資産の金額の大きさに鑑み、収益項目についての重要性は0.5百万ポンドに設定。
784,000ポンド (修正利益の5%)	非経常項目の監査については、特定の重要性水準として400,000ポンドを設定。
11,903,000ポンド (総資産の1.8%)	信託サービス事業の費用および純業務収益に影響する取引種類および勘定残高に適用するために、より低い重要性の水準として478,000ポンドを設定する。

また、サンプルのなかには手続実施上の重要性を使い分けるケースも含まれていた。表14を参照されたい。

表14：特定の取引種類、勘定残高または開示に対する手続実施上の重要性の設定

重要性	内容
財務諸表全体についての重要性	4.18百万ポンド（株主資本の1%）
全般的な手続実施上の重要性	3.14百万ポンド（財務諸表全体についての重要性の75%）
より低い手続実施上の重要性	収益項目と資本項目を区別することが重要と考え、損益計算書については手続実施上の重要性を0.97百万ポンドに設定。これは税引前利益の5%に相当。

5. グループ監査における重要性概念の適用

最後に、グループ監査に関する開示を確認する。サンプル300社のうち、構成単位（component）という単語を用いてグループ監査への重要性概念の適用に明確に言及しているのは3社だけであった。以下は、COMMUNISIS社の開示例である。

われわれは、グループ財務諸表における手続実施上の重要性（すなわち、個別の勘定または残高における虚偽の表示の許容値）は、財務諸表全体についての重要性の75%（2013年度：75%）、すなわち0.46百万ポンド（2013年度：0.35百万ポンド）と判断した。（中略）個々の構成単位における監査作業はグループ全体の手続実施上の重要性に基づいて実施される。構成単位についての手続実施上の重要性は、構成単位の相対的な規模と当該構成単位における虚偽表示のリスクに関するわれわれの見解に基づいて設定される。今年度の監査において、構成単位に割り当てられた手続実施上の重要性の範囲は、0.09百万ポンドから0.34百万ポンドであった。

この例からは、グループ財務諸表全体の重要性に基づいてグループ全体の手続実施上の重要性が設定され、グループ全体の手続実施上の重要性を一定の幅をもって構成単位に割り当てていることが読み取れる。

6. その他の開示

ISA (UK and Ireland) 700 の A13B 項に示されている「監査実施過程における財務諸表全体についての重要性の大幅な改訂」および「監査人の重要性評価に関連する重大な質的考慮事項」に関する説明は発見できなかった。

VI むすび

イギリスにおいて適用されている新しい監査報告書の特徴は、実施された監査の質に関連する新たな情報開示が要求されていることにある。本稿では、

新たな記載事項のうち、国際監査基準の改訂には織り込まれなかった重要性概念の適用に関する開示実態を分析した。

新しい基準が適用された会社のほぼすべてが、財務諸表全体についての重要性に関して、その基礎となる基準指標とそれに適用された割合（必須開示事項）、および監査委員会に報告する虚偽表示の閾値（任意開示事項）を開示していた。開示内容からは、基準指標として修正利益または税引前利益が多く用いられていること、重要性水準の決定に適した指標としてさまざまな修正利益が用いられていること、基準指標の選択には、被監査会社の業種や資金調達方法が影響していること、基準指標に適用された割合および監査委員会に報告する虚偽の表示の閾値には、会計事務所ごとに一定のバラツキがみられることなどが確認された。

監査リスク・アプローチによる監査意見には、「財務諸表に×××百万円（財務諸表全体についての重要性）を超える虚偽の表示が存在する可能性は×%（監査リスク）である」という意味がある。したがって、このような重要性に関する情報が開示されるようになったことは、実施された監査の質を財務諸表利用者が理解するのに役立つことが期待される。ただし、情報の開示という観点からは、現在の開示は必要最低限のものであり、重要性概念の適用に関するより詳細な情報（説明）が開示されることが望まれる¹³⁾。また、上記の監査意見の意味内容に照らせば、重要性のみならず監査リスクの水準についても開示することが必要であろう。しかし一方で、監査報告書による開示により、重要性の水準が被監査会社の知るところとなるという弊害が生

13) FRC (2015) は、開示実態の分析終了後、2014年10月から2015年1月にかけて、投資者および会計事務所にインタビューを実施し、初年度の監査報告実務の評価や次年度における改善要望などを調査している。重要性の開示に関する改善要望として、以下の3点が示されている。

- ・財務諸表全体についての重要性の設定にあたって選択した基準指標について、その選択理由のより詳細な説明
- ・重要性の質的な側面についてのより多くの情報開示
- ・監査人による重要な虚偽表示リスクの評価および重要性判断が監査の範囲にどのように影響したかに関する明瞭な説明

じることになる。

わが国においても、とくに国際監査基準への対応を念頭において、監査報告書改革（監査基準改正）の議論が求められる。わが国では近年、スチュワードシップ・コードやコーポレート・ガバナンス・コードが相次いで公表されていることから、スチュワードシップやガバナンスと監査報告書改革を関連付けたイギリスの経験は、わが国の監査報告書改革にとって多いに示唆に富むものである。

なお、イギリスの新しい監査報告書では、評価済の重要な虚偽表示のリスクにどのように対処したか、および重要性の適用によってどのように影響されたかを含めて、監査の範囲に関する概要説明を開示することが求められている。開示された評価済の重要な虚偽表示のリスクの分析、このリスクと重要性の関係分析、および監査範囲の概要説明の分析を今後の課題としたい。

（筆者は関西学院大学商学部教授）

（付記）本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金交付研究「企業リスク情報開示のダイバージェンスの実証と当該情報の監査の保証水準の計測」（研究代表者：内藤文雄、課題番号：25285144）の研究成果の一部である。

【参考文献】

- Allen, R. D., and R. J. Elder [2005], "A longitudinal examination of auditor error projection decisions," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 24 No. 2, pp. 69-84.
- Blokdiijk, H., F. Driehhuizen, D. A. Simunic, and M. T. Stein [2003], "Factors affecting auditors' assessments of planning materiality," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 22 No. 2, pp. 297-307.
- Eilifsen, Aasmund and William F. Messier, Jr. [2015], "Materiality guidance of the major public accounting firms," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 34 No. 2, May 2015, pp. 3-26.
- Elder, R. J., and R. D. Allen [1998], "An empirical investigation of auditor's decision to project errors," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 17 No. 2, pp. 71-87.
- Financial Reporting Council (FRC) [2009a], International Standard on Auditing (UK and Ireland) 320, *Materiality in planning and performing an audit*, FRC.
- _____ [2009b], International Standard on Auditing (UK and Ireland) 450, *Evaluation of misstatements identified during the audit*, FRC.

- _____ [2009c], International Standard on Auditing (UK and Ireland) 600, *Special considerations – audits of group financial statements (including the work of component auditors)*, FRC.
- _____ [2013], International Standard on Auditing (UK and Ireland) 700, *The independent auditor's report on financial statements*, FRC.
- _____ [2014], International Standard on Auditing (UK and Ireland) 260, *Communication with those charged with governance*, FRC.
- _____ [2015], *Extended auditor's reports: a review of experience in the first year*, FRC.
- Friedberg, A. H., J. R. Strawser, and J. H. Cassidy [1989], "Factors affecting materiality judgments: a comparison of 'Big Eight' accounting firms' materiality views with the results of empirical research," *Advances in Accounting*, Vol. 7, pp. 187-201.
- Icerman, R. C., and W. A. Hillison [1991], "Disposition of audit-detected errors: Some evidence on evaluative materiality," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 10 No. 1, pp. 22-34.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2010], *Conceptual Framework for Financial Reporting, 2010.*; IFRS 財団企業会計基準委員会編、財務会計基準機構監訳 [2014] 『国際財務報告基準 (IFRS) 2014』中央経済社。
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2015], International Standard on Auditing 701, *Communicating key audit matters in the independent auditor's report*, IFAC.
- Martinov, N., and P. Roebuck [1998], "The assessment and integration of materiality and inherent risk: An analysis of major firms' audit practices," *International Journal of Auditing*, Vol. 2 No. 2, pp. 103-126.
- Messier, William F. Jr., Nonna Martinov-Bennie, and Aasmund Eilifsen [2005], "A review and integration of empirical research on materiality: two decades later," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 24 No. 2, November 2005, pp. 153-187.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) [2010], Auditing Standard No. 11, Consideration of materiality in planning and performing an audit, PCAOB.
- Steinbart, P. J. [1987], "The construction of a rule-based expert system as a method for studying materiality judgments," *The Accounting Review*, Vol. 62 No. 1, pp. 97-116.
- Wright, A., and S. Wright [1997], "An examination of factors affecting the decision to waive audit adjustments," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 12 No. 1, pp. 15-36.
- 井上善弘編著 [2014]、『監査報告書の新展開』同文館出版。
- 内藤文雄・松本祥尚・林隆敏編著 [2010]、『国際監査基準の完全解説』中央経済社。
- 日本公認会計士協会・監査基準委員会 [2011]、監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」日本公認会計士協会。
- 前山政之 [2007]、『国際監査基準における重要性プロジェクトについて』『横浜経営研究』第27巻第3・4号、57-5頁。
- 松本祥尚 [2009]、『監査過程における重要性の操作化』『商経学叢』第56巻第1号、135-

146頁。

松本祥尚・町田祥弘・関口智和 [2014-2015]、「監査報告書の改革」『企業会計』第66巻第9号、62-65頁（第1回）、第66巻第10号、88-94頁（第2回）、第67巻第2号、116-121頁（第6回）および第67巻第3号、62-67頁（最終回）。